

## 会議結果報告書

会議名称	第17回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会
日時・会場	平成18年4月30日(日) 13:50~18:30 WEST19 研修室A・B・C
出席委員	15名出席(10名欠席)
次回開催	平成18年5月20日(土) 13:00 STV北2条ビル6階会議室

議題	意見等
<p>1. 議事</p> <p>(1)第3章 子どもの基本的な権利</p>	<p>子ども委員会からの提案「『札幌の子どもにとって大切な権利』に関する提案と報告」(別添配布資料4)を参照しながら第3章を検討した。</p> <p>自分らしく生きる権利について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「他人と比較されない」、「自分のペースで生きる」は、「ありのままの自分でいられること」を説明する内容として使えるのでないか。</li> <li>・「自分の考えを持ち、行動すること」は、行動まで移さないことも想定できるので、表現が強すぎるのではないか。</li> <li>・子ども委員会の提案の中に「時と場合に応じて、子どもが自分らしく活動する権利」とある。子どもたちが懸念していた、権利とわがままの問題について言及しておいた方がよいのでないか。</li> <li>・子どもたちは、学校などでの発言において、正しいことを言わないといけなという重圧を感じており、素直な自分自身の意見を発言できていない。「自分自身を大切に」といった内容を含めた方がよいのでないか。</li> <li>・「子どもは～される」など子どもが受け身となる表現ではなく、「子どもは～できる」など子どもが主体となるような表現にした方がよい。</li> <li>・内容としては、自分を大切にすること、人と比較されることなく、自分のペースで生きること、自分が思ったこと、感じたことを率直に表現できること、個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること、プライバシーが不当に侵されないこと、とする。</li> </ul> <p>豊かに育つ権利について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康で規則正しい生活を送ること」は、特に乳幼児に対する虐待に多いネグレクトを受けないことを指しており不可欠な内容であるが、表現を見直し、「健康で成長にふさわしい生活を送ること」とする。</li> <li>・の「多様な人間関係の中で育つこと」は、リード文の中に含め、「子どもは、いろいろな人間関係の中で、さまざまな経験をとおして...」とする。</li> <li>・の重点としては、いろいろなチャレンジをしつづけられること、失敗しても経験を活かすことができること、夢を持ってチャレンジできることなどが想定できる。</li> <li>・は「夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジができること」とする。</li> <li>・の「機会がある」、の「機会を持てる」を削除する。</li> <li>・は、とはいっしょにできないのか。</li> <li>・冬を楽しむ必要や雪のある暮らしを積極的に考える必要があるのでは、そのまま残すことでよいのでないか。</li> <li>・は「いろいろな芸術文化に触れ親しむこと」とする。</li> <li>・は「札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと」とする。</li> <li>・について、子ども委員会からの意見で、学ぶ権利が重視されているので、学び、遊び、休みを並列にするのではなく、学びを重視して別項目にした方がよい。</li> <li>・は、高知県を参考としながら、表現を引き続き検討する。</li> </ul> <p>参加する権利について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リード文は、「自分に関係あることについて参加することができます」とする。</li> <li>・は「家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等の場で、自分の思いや考えを表明できること」とする。</li> <li>・の「意見」を、「自分の思いや考え」とする。</li> <li>・親の事情や経済的な面から十分な学習の機会が与えられないなど、参加の権利を行使する以前の問題を持つ子どもがいる。そうした子どもたちの権利を明記する必要は</li> </ul>

	<p>ないのだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の懸念は、「第4章 生活の場における権利保障」で言及していると考えられる。</li> <li>・学びの大切さは、「豊かに育つ権利」において明確にする。</li> </ul> <p>安心して生きる権利</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・は、「状況に応じて」ではなく、「気軽に」といったニュアンスの方が良いのではないか。</li> <li>・相談できるだけでなく、支援を受けられると踏み込んだ方が良いのではないか。</li> <li>・は「気軽に相談でき、援助を受けること」とする。</li> </ul> <p>第3章全体について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利の掲載順は、1.安心して生きる権利、2.自分らしく生きる権利、3.豊かに育つ権利、4.参加する権利、とする。</li> </ul>
(2)第7章 子どもの権利侵害からの救済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で第7章は、新たな救済制度の設置に関する規定となっているが、条例として、既存の制度や取組も含めた「子どもの権利侵害に関する相談・救済」について規定を設ける必要があるのではないか。</li> <li>・新たな救済制度の設置に関しては、子どもの権利条例の制定後に改めて検討されることになる。実際は、既存の相談機関等が子どもの権利侵害からの救済に取り組んでいるが、現在の第7章の規定だと、条例制定から新たな救済制度が設置されるまでの期間は権利救済についての空白期間、という印象を与えるのではないか。</li> <li>・既存の相談機関の連携による予防機能を、条例の中で位置づけて置いた方が良いのではないか。</li> <li>・将来的には、既存の相談機関で処理できない案件を新たな救済制度が処理・救済するものと考えられる。であるならば、既存の相談機関を含めた上で、新たな救済制度の役割を位置づけた方がよいのではないか。</li> <li>・新たな救済制度が扱う案件は、他の相談機関が処理できない処理できない案件、と言う訳ではないのでは。あくまで、それぞれの機関が並立した形で、独自に案件を処理していく体制になるので、既存の相談機関と新たな救済制度との関係を位置づける必要はないのでは。</li> <li>・既存の相談機関が現状の体制で子どもの権利侵害の相談にあたっていることについては、第4章第2節5「関係機関との連携」において、虐待、体罰、いじめの相談、救済、防止に係る育ち学ぶ施設と関係機関との連携を規定している。</li> <li>・「既存の相談機関が子どもの権利侵害に対する相談救済を行う」と記載することで、新たな救済制度を設立しなくとも、既存の相談機関の体制で対応できるのではないかという意見が出され、結果として新たな救済制度の設立が遅れることが懸念される。</li> <li>・第7章については、新たな救済制度の設置に特化して記載する。既存の相談機関等は解説の中で役割等を記載する。</li> <li>・検討委員会としては、新たな救済制度がすみやかに、1年程度の期間で設置されることを期待する。</li> </ul>
(3)第4章 第6節 子どもの個別の状況に応じた権利保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6節のタイトルは、「多様な子どもたち」と訂正されているが、以前のタイトルを生かし「子どものそれぞれの状況に応じた権利保障」とする。</li> <li>・障がいのある子の親に対する支援などについて解説で言及する必要があるのでは。</li> <li>・「2.市の役割」で保障と尊重と使い分けている。使い分け方は、これでよいのか。</li> <li>・多様な国籍の子どもたちが自国の言語や文化などを学ぶことに関して、札幌には50カ国以上の国籍の子どもが住んでいる。それぞれの国の言語を学ぶことについては、保障するのではなく、尊重するということになるのではないか。</li> <li>・事務局としても、子どものそれぞれの状況に応じて事情が異なるので、関係部局との調整も含め、引き続き検討が必要だと考えている。</li> <li>・ジェンダーの問題については、第3章に移動する方が良いのかもしれない。まずは、第3章で定める子どもの権利との対応関係を考えておく必要があるのではないか。</li> <li>・第6節1のタイトルを「共生社会の形成」に変更する。ただし、唐突に出てくる感じがあるので、第3章の「豊かに育つ権利」の中で、記載しておく必要があるのではないか。</li> <li>・第6節2のタイトルを「子どもたちのそれぞれの状況に応じた市の役割」に変更する。</li> </ul>
2.事務局からの連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の検討委員会は、5月20日（土）13:00～STV北2条ビル</li> <li>・起草ワーキング（拡大ワーキング）の日程は追加分も含めて以下のとおり。 5月10日（水）18:30～子ども未来局、5月12日（金）18:30～子ども未来局、5月14日（日）13:00～WEST19、5月17日（水）18:30～子ども未来局。</li> </ul>